

## 第6章 法規制

### 6-1. 文化財保護法 一 国指定史跡

#### ・文化財保護法 第七章 史跡名勝天然記念物

##### (指定)

第百九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡(中略)に指定することができる。

##### (解除)

第百十二条 (前略) 史跡名勝天然記念物がその価値を失った場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

##### (管理団体による管理及び復旧)

第百十三条 史跡(中略)管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧(中略)を行わせることができる。

##### (復旧に関する命令又は勧告)

第百二十二条 (第1項略)

2 文化庁長官は、(中略)史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

##### (現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は(中略)保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りではない。(第2項から第6項まで略)

7 第1項の規定による許可を受けず、(中略)許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、現状回復を命じることができる(後略)

##### (環境保全)

第百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命じることができる。

##### (保存のための調査)

第百三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第百三十一条 文化庁長官は、(中略)その所在する土地又は隣接地に立ち入ってその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のために必要な措置をさせることができる。(後略)

第百五十三条 (第1項略)

2 文化庁長官は、次に掲げる事項については、あらかじめ、文化審議会に諮問しなければならない。(第一号から第十一号まで略)

十二 史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する命令  
(第十三号略)

十四 史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可

十五 史跡名勝天然記念物の環境保全のための制限若しくは禁止又は必要な施設の命令

- ・国指定史跡長久手古戦場保存管理マニュアル(詳細は2-6参照)

6-2. 森林法—風致保安林

- ・古戦場公園部の内、国指定史跡地全域 16,572.62 m<sup>2</sup>と古戦場モニュメント部 576 m<sup>2</sup>が風致保安林に指定されている。
- ・保安林に指定されると、固定資産税が免除されるが、指定施業要件が求められ、それに基づいた森林整備を所有者が行わなければならない。
- ・人工林を択伐するときは届出、天然林を択伐するときは許可、間伐するときは届出、土地の形質の変更には許可(作業許可)が必要

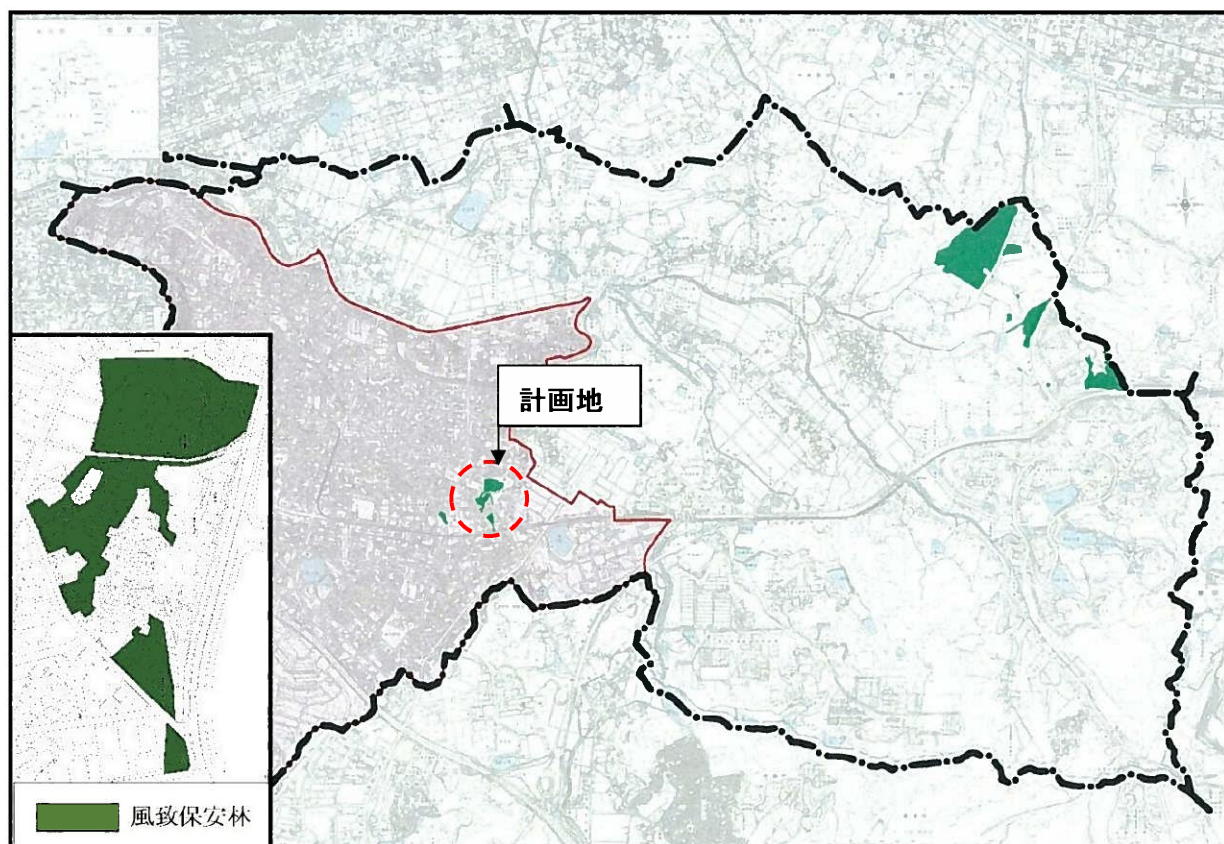


図 1 風致保安林区域図

### 6-3. 砂防法—砂防指定区域

- ・ 計画地全域が砂防指定地に指定されている。
- ・ 砂防指定地内で次の行為をしようとする者は、原則として愛知県知事の許可を受ける必要がある。

#### 1 砂防指定地内における制限行為について

- (3) 立竹木を伐採し、又は樹根を採取すること
- (5) 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為をすること
- (7) 芝草を掘り取ること

#### 2 制限行為の適用除外について

- (2) 治水上砂防に支障がないものとして規則で定める行為
  - ・ 木を伐採する場所の面積が 1000 m<sup>2</sup>以下のもの
  - ・ 砂防設備から 2m以上離れている場所で、掘削する土地の深さが地表から 2m以内であり、かつ、掘削する場所の面積が 1000 m<sup>2</sup>以下であること
  - ・ 砂防設備から 2m以上離れている場所で、盛土により生じる法面の高さが 1 m以下又は切土により生じる法面の高さが 2m以下であって、かつ、盛土又は切土をする場所の面積が 1000 m<sup>2</sup>以下であるもの（ただし、がけ地における盛土又は切土により生じるがけの高さが 3m以下であるもの）

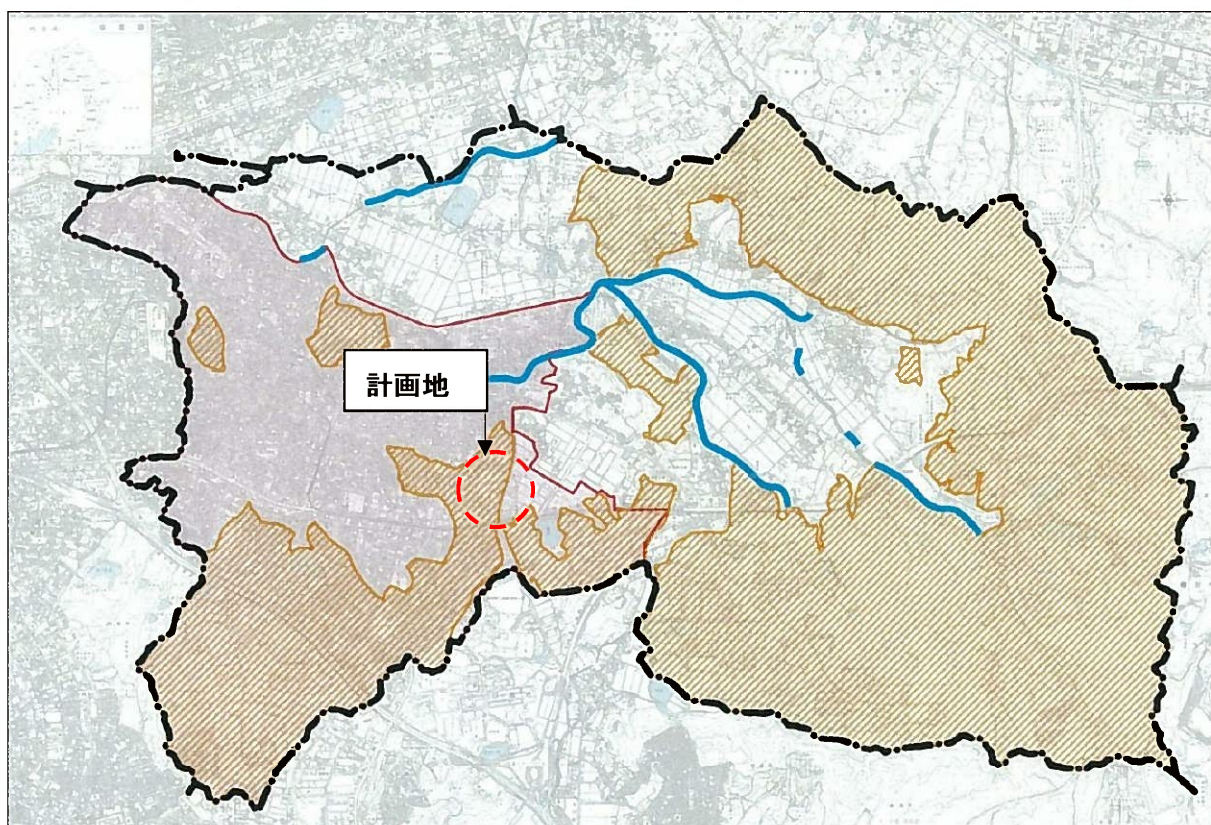


図 2 砂防指定区域図

## 6-4. 都市公園法—都市計画公園区域

### (公園施設の設置基準)

#### 第四条

(前略) 公園施設として設けられる建築物(中略)の建築面積(中略)の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、百分の二を(中略)超えてはならない。ただし、(中略)他政令で定める特別な場合においては、政令で定める(中略)範囲内でこれを超えることができる。

## 6-5. 都市公園法施行令

### (公園施設の種類)

#### 第五条 (第1項から3項まで略)

- 4 法第二条第二項第五号の政令で定める運動施設は、次に掲げるものとする。(中略) 弓場、(中略) その他これらに類するもの及びこれらに附属する観覧席、更衣所、控室、運動用具倉庫、シャワーその他これらに類する工作物
- 5 法第二条第二項第六号の政令で定める教養施設は、次に掲げるものとする。(中略) 図書館、陳列館、(中略) 体験学習施設(中略) その他これらに類するものとする。
- 6 法第二条第二項第七号の政令で定める便益施設は、次に掲げるものとする。売店、飲食店(料理店、カフェー、バー、キャバレーその他これらに類するものを除く。) 宿泊施設、駐車場、(中略) 便所(中略) その他これらに類するものとする。
- 7 法第二条第二項第八号の政令で定める管理施設は、次に掲げるものとする。(中略) 管理事務所、詰所、倉庫、車庫、材料置場(中略) その他これらに類するものとする。
- 8 法第二条第二項第九号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。(中略) 集会所、備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設で、国土交通省令で定めるものとする。

#### 第六条 (公園施設の建築面積の基準の特例が認められる特別の場合等)

法第四条第一項ただし書の政令で定める特別の場合、次に掲げる場合とする。

- 1 (前略) 同条第四項に規定する運動施設、同条第五項に規定する教養施設(図書館・陳列館・体験学習施設)(中略)を設ける場合
- 2 地方公共団体の設置に係る都市公園についての前項第一号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の政令で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

## 6-6. 建築基準法

### (用途地域等)

第48条 第一種低層住居専用地域内においては、別表第二(イ)項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第一種低層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

注：別表第二(イ)項の内容は、6－8. 都市計画法 用途地域 第一種低層住居専用地域における建築物の用途制限の概要抜粋参照

### 6－7. 都市計画法施行令

(適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がない公益上必要な建築物)

第二十一条 法第29条第1項第3号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

(第一号及び第二号略)

三 都市公園法第2条第2項に規定する公園施設である建築物

### 6－8. 都市計画法 用途地域

第一種低層住居専用地域における建築物の用途制限の概要抜粋

用途名称	用途細目	用途地域内の建物の用途制限 ○ 建てられる建物の用途 × 建てられない建物の用途	備考
住宅、共同住宅、寄宿舎 下宿		○	非住宅部分の用途制限あり
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		○	
店舗等		×	
事務所等		×	
ホテル、旅館		×	
遊戯施設、風俗施設	バッティング練習場等	×	
公共施設・病院・学校等	図書館等	○	
工場・倉庫等		×	